

占領期における民生委員の役割の変化

ー埼玉事件に着目してー

○ 高崎健康福祉大学 青木 尚人 (010001)

キーワード：占領期, 民生委員, 有給吏員

1. 研究目的

占領期は(1945-1951)は日本の社会福祉のあり方を変えたものとして認識されている。例えば福祉 3 法の制定がその例として挙げられる。これには GHQ/SCAP が関与してきた。これまでの占領期社会福祉研究は福祉 3 法の形成過程を追ってきたものが多い。史料の制約もあり社会福祉主事の前身である「有給吏員」が、なぜ民生委員が行ってきた民衆への救済を代替するようになったのか、そしてどのように転換が議論されたのかなどは十分に検討されてきたとは言い難い。定説では、生活保護基準の第 8 次改訂により事務が複雑化してきたことが転換の原因とされてきた。

最終的には 1949 年 11 月 29 日に発表された「社会福祉行政に関する 6 項目」(以下「6 項目提案」)によって有給吏員の導入が具体的に決められ、社会福祉主事制度の創設につながっていく。しかし、6 項目提案の前に有給吏員を地方で導入する動きがあった。その一例が埼玉県であり、埼玉で発生した事件(以下「埼玉事件」)と呼ばれる事件の存在が大きかった。埼玉事件は有給吏員が民生委員の役割を代替する存在として位置付けられることを認識させる先駆的な出来事であったとされている。

本報告では埼玉事件に着目し、事件が発生した要因とそれまでの民生委員の役割の転換がどのように埼玉県でなされようとしていたのかを示す。最後に 6 項目提案にどのように影響を与えたのかを明示する。有給吏員と民生委員の役割の切り替わりの端緒を描くことは社会福祉行政の成り立ちを示す重要な研究となる。

2. 研究の視点および方法

本稿は日本社会事業大学附属図書館所蔵の「木村忠次郎文書」、国立国会図書館所蔵の GHQ/SCAP Records, Civil Affairs Section (Kanto Civil Affairs Region Public Welfare Subject File, 1947-1951) ならびに埼玉県軍政部『月例報告』の分析を中心としている。

これらの分析から埼玉事件にいたる埼玉県の状況の把握や事件の後の経過について分析を行うことで、民生委員がそれまで行っていた「民衆の救済活動」の担い手が有給吏員に代わっていく構想を描く。

3. 倫理的配慮

本報告は「日本社会福祉学会研究倫理規程」、「日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」に沿って行われている。利益相反に関しては配慮する関係機関がない

ため存在しない。

4. 研究結果

1945年8月15日に日本が降伏したのちにGHQによる間接統治が始まった。救済政策を担当したのはGHQの中にあるPHW(公衆衛生福祉局)の福祉課だった。各府県には軍政部が存在し、府県の動きを観察していた。埼玉県の場合は1948年2月から着任したアナベル・ケントが軍政部の課長として影響力を有していた。軍政部は報告書(「月報」)を作成し、ケントがその責任者となっていた。浦和市では1948年10月くらいから地域の吏員が給付に責任を持つことについて言及されていた。同年11月ごろには民生委員が子どもの対応に対して責任を持つことが出来ていないと指摘があり、このころからすでに民生委員のあり方が議論されていたのである。

具体的な動きとして現れるのは、1949年に入ってからである。1949年1月にケースワークを有給吏員が行うように県が浦和市長に指摘を行った。2月には(a)全てのケースワークの責任をフルタイムの市の有給吏員に任せ、同時に民生委員は助言者として利用する(b)全ての民間の福祉プログラムを市から除外していくという方針を示した。1949年7月25日には木村忠次郎厚生省社会局長、小山進次郎保護課長がPHWのマーカソン福祉課長代理を訪問し、民生委員の配置に関して議論を行い、「現状維持はという考えはない」という回答がなされる。1949年8月20日にPHWのネフ課長から木村社会局長に電話があり、浦和市が民生委員を公的扶助の事務から民生委員を完全に排除して実施していることの報告があった。8月22日に埼玉県の水野民生部長を厚生省に呼び出し、「ケント氏の指示によるもの」と水野氏が発言した。民生委員の対応に関して厚生省側と埼玉県側で対立が発生した(埼玉事件)。やり取りの結果、最終的に浦和市における行政機構は「事実上はその機能(民生委員一筆者追記)に依存しないことを目標として」運営していくことを目標とした。9月には所沢町、川越市で民生委員は排除しないが有給吏員が要保護者の対応の中心を担うように監査の報告がなされた。同年11月29日に6項目提案がPHW側から出され、福祉事務所の設置や現認訓練の確立を厚生省と協議の結果唱えられるようになった。12月8日に埼玉県17市町村の長と、埼玉県民生部長、4民生委員協議会会長で民生委員の取扱いに関して議論された。この時はケントも参加したが、途中退席後に水野民生部長が民生委員から激しく詰め寄られ民生委員が公的扶助の中心を担えないことに対して反発があるなど、埼玉県では民生委員から有給吏員にケースワークの役割が変わることに対しては大きな反発があった。

5. 考察

埼玉県の場合は民生委員の取扱いの不備が第8次改訂以前から存在し、積み重なり役割の転換が主張されるようになった。その動きが頂点に達したのが埼玉事件である。後年ケントは民生委員の役割を変えるように主張していた旨が語られていた。6項目提案に関しては提案の重要人物であり、埼玉事件でも厚生省側とやり取りしていたマーカソンが対応していたことから埼玉事件をふまえて6項目提案が考えられていたことが分かった。